



第16回まちづくり懇談会を開催しました

日頃より区政にご理解、ご協力いただき、ありがとうございます。

8月7日（日）、8日（月）に小岩アーバンプラザで第16回まちづくり懇談会を開催しました。お忙しい中お越しいただきありがとうございました。

今号のまちづくりニュースでは、懇談会の内容である建物調査の実施等について掲載します。詳しい内容につきましては、まちづくり懇談会でお配りした資料をご覧ください。



建物調査の実施等について

今まではご希望される方を対象に建物調査を行ってきました。現在まだ建物調査を行っていない方もおられます。今後は、事業が法的に開始されたことに伴い、建物調査を実施されていない方につきましても、建物調査を実施させていただくこととなります。

そこで、建物調査を実施されていない方につきましては、現在個別にお配りしている（右図参照）『**建物調査申込書**』を**8月31日（水）までに**北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所までご提出をお願いします。

また、すでに建物調査がお済みの方につきましては、エアコンやブロック塀の新設など建物や設備、工作物の変更がある場合は、まちづくり事務所までご連絡ください。変更がない場合には、ご連絡の必要はありませんのでよろしくをお願いします。

建物調査 申込書

提出日 月 日

権利者様 提出用

氏名	江戸川 太郎
住所	江戸川区北小岩一丁目0番0号
連絡先	00-0000-0000
調査希望日 (9月1日から10月31日までの間で第3希望までご記入ください。)	第1希望 月 日 午前・午後 第2希望 月 日 午前・午後 第3希望 月 日 午前・午後
建物図面の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
備考	

* 第3希望まで記入し、**8月31日（水）までに**北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所まで提出ください。
* お電話でお申込みいただいても結構です。お電話でお申込みの場合には平日の午前8時30分から午後5時までの間にお願いします。
* 調査時間は午前の場合9時00分より、午後の場合13時30分より調査を開始します。

まちづくり懇談会での質問・意見を紹介します

8月7日（日）、8日（月）に開催しました、第16回まちづくり懇談会での質疑応答と意見交換について掲載します。

●質疑応答

Q：建物調査に協力しなかった場合、強制的に調査をするのか。法的根拠はあるのか。

A（区）：建物調査を強制的に行うことは考えていません。一日も早く皆さまに概算額をお示しして、将来の生活再建の参考にさせていただきたいと思います。是非、建物調査の実施にご協力をお願いします。

Q：合意や賛成がない場合もスケジュール通り進めるのか。

A（区）：土地区画整理事業については、平成23年5月17日に事業計画決定の公告を行い、事業が法的に開始されています。事業については、様々なご不安やご意見をいただいておりますので、ひとつひとつご相談・お話し合いをさせていただきながらご理解をいただく努力をしております。皆さまには、懇談会等で平成25年1月末を建物等の移転・除却予定としてご説明し、その予定を目標に事業を進めております。今後ご理解、ご協力をお願いします。

Q：仮移転先や解体業者が自分で探せない場合、区も探してくれるのですか。

A（区）：皆さまからご希望をいただき、区の担当者も一緒にお探しします。また解体業者についても、皆さまからのご希望があれば、解体業者との相談会等も開催したいと考えています。

Q：移転除却日より前に引越しをした場合の仮住居補償はどうなるのか。

A（区）：一般的な木造の建物であれば、解体の期間として約15日間、引越しの期間として約7日間が除却日の約22日前から仮住居費が補償されます。それよりも前に移転されたとしても、その間の仮住居費は補償されませんのでご注意ください。また補償の期間は、建物の規模や構造によって異なります。

Q：No.88まちづくりニュースの裏面のスケジュールでは、「高規格堤防工事（予定）」とあるが、今回の懇談会資料のスケジュールでは、「盛土工事」と書いてあるがなぜか。

A（区）：これまでも地域の皆さまには、スーパー堤防と一体のまちづくり事業としてご説明をしており、江戸川区としても、スーパー堤防と一体のまちづくりを目指していることから、まちづくりニュースでは「高規格堤防工事（予定）」と掲載しています。

●意見交換

- ・平成24年の9月に移転交渉をし、決定したらすぐに移転できるような補償を考えてほしい。
- ・この地区は高齢者が多いので、区のサポートが大変重要になる。
- ・地域の中での公平性も大事だが、もう少し対応幅を広げてもらいたい。
- ・これからは個々のケースに踏み込んだ補償について答えてほしい。



<お問い合わせ先>ご意見・ご質問はこちらまで

えんせん

沿川まちづくり課推進第一係

北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所 TEL 5668-5877

※お電話は平日午前8時30分から午後5時までの間をお願いします。

【URL】 <http://www.city.edogawa.tokyo.jp/gyosei/toshikeikaku/machidukurijoho/index.html>

